＜進路指導　知識④＞

サービスを利用できる※障害支援区分について

※障害支援区分：
「障害のある方が必要とする支援の度合いを統合的に示すもの」です。１～６段階に分けられており、区分６に近づくにつれて支援の度合いが高くなる仕組みです。

［１８歳になったら使えるサービスが色々あります。］

療養介護	医療と常時介護を必要とする人に対し、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に対し、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援Ａ型 就労継続支援Ｂ型	一般企業等での就労が困難な人に対して働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶＡ型と、雇用契約を結ばないＢ型があります。

◇上記のサービスを利用するには、以下の表のような**障害支援区分**が必要となります。

◇〈自立訓練〉、〈就労移行支援〉、〈就労継続支援Ａ型・Ｂ型〉を利用する場合については、基本的に障害支援区分は必要ありませんが、その他のサービスを利用するために※区分認定調査を受ける場合もあります。

サービス名	非該当	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
療養介護						※△１	○
生活介護				○	○	○	○
自立訓練	—	—	—	—	—	—	—
就労移行支援	—	—	—	—	—	—	—
就労継続支援Ａ型	—	—	—	—	—	—	—
就労継続支援Ｂ型	—	—	—	—	—	—	—

※△１：筋ジストロフィー、重度心身障害については、区分５からの利用が可能です。
※区分認定調査：障害支援区分認定のために受ける調査。市町村の窓口（障害福祉課など）へ申請して受ける必要があります。

〇その他のサービスを利用するには、下記の表のような**障害支援区分**が必要となります。

サービス名	非該当	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
居宅介護		○	○	○	○	○	○
重度訪問介護					○	○	○
重度障害者等包括支援							○
同行援護	○	○	○	○	○	○	○
行動援護				○	○	○	○
施設入所支援					○	○	○
短期入所		○	○	○	○	○	○

【リンク先】
厚労省 HP（障害支援区分）
お役立ち仕事コラム（障害支援区分とは？・・・）